

につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。)の負担をいう。ただし、次に掲げるものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

二、本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの。

この法律において「信用状確認契約」とは、人が行うもの。

二、本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの。

この法律において「信用状確認契約」とは、人が行うもの。

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者(以下「信用状確認者」という)が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約に係る信用状を発行する者(以下「信用状発行者」という)に対して、当該輸出契約に基づく貨物の代金若しくは賃料、当該仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃料又は当該技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価に相当する金額をそれぞれ輸出者、仲介貿易者又は技術提供者に支払うことを約する契約をい

19
につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。)の負担をいう。ただし、次に掲げるものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

一、国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人が行うもの。

二、本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの。

この法律において「信用状確認契約」とは、人が行うもの。

二、本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの。

この法律において「信用状確認契約」とは、人が行うもの。

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する者(以下「信用状発行者」という)が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約に係る信用状を発行する者(以下「信用状発行者」とい

う)に対して、当該輸出契約に基づく貨物の代金若しくは賃料、当該仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃料又は当該技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価に相当する金額をそれぞれ輸出者、仲介貿易者又は技術提供者に支払うことを約する契約をい

第二章 株式会社日本貿易保険

第一節 総則

(会社の目的)

第三条 株式会社日本貿易保険(以下「会社」という。)は、对外取引において生ずる通常の保険によつて救済することができない危険を保する事業を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第四条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していかなければならない。

(政府の出資)

第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五条第二項の規定にかかるべからず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)」とする。

第六条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用してはならない。

第七条 会社の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二節 役員及び職員

第八条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九条 会社の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、会社以外の営利を営むとする団体の役員となり、又は自ら営利事務に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(役員等の兼職禁止)

第十条 会社の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員。次条において同じ。)及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員等、会計参与及び職員の地位)

第十二条 会社の役員等、会計参与及び職員は、同一の業務を行なうことは、その職務を行なうべき社員。次条において同じ。)及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

第十三条 会社は、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外國法人を相手方として、この法律により会社が負う保険責任につき再保険を行うことによって、この法律により会社が負う保険責任につき再保険を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 会社は、経済産業大臣の認可を受け、金融機関に対し、第十二条第一項第一号の業務(保険契約の締結を除く。)の一部を委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲等)

第十五条 会社は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、次章の規定による貿易保険の事業を行うことができる。

二、前号の業務に附帯する業務を行うこと。

三、会社は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業

第六条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用してはならない。

第七条 会社の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二節 役員及び職員

第八条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九条 会社の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、会社以外の営利を営むとする団体の役員となり、又は自ら営利事務に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(役員等の欠格条項)

第十条 会社の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、会社以外の営利を営むとする団体の役員となり、又は自ら営利事務に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十三条 会社は、第一項及び第二項の業務のほか、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外國法人を相手方として、この法律により会社が負う保険責任につき再保険を行うことによって、この法律により会社が負う保険責任につき再保険を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 会社は、経済産業大臣の認可を受け、金融機関に対し、第十二条第一項第一号の業務(保険契約の締結を除く。)の一部を委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(貿易保険引受け基準及び再保険引受け基準)

第十五条 経済産業大臣は、会社が貿易保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準(次項及び次条第一項において「貿易保険引受け基準」という。)及び再保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準(次項及び次条第一項において「再保険引受け基準」という。)を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により貿易保険引受け基準及び再保険引受け基準を定めたときは、これを公表するものとする。

認可をした責任準備金の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

第二十二条 会社は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約又は再保険の契約（次条並びに第三十九条第一項及び第四項において「保険契約等」という。）に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

第二十三条

第二十三条 会社は、毎事業年度末において、貿易保険の保険金又は再保険の再保険金（以下「

の条にお

呆陥契約

(二)これに準ずるものとして經濟産業省令で定められたものを含む。)がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときには、經濟産業省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならない。

第二十四条

限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。
前項の規定は、会社が、社債券を失つた者に交付するため政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第二十五条

いて他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

（西周官語）

第二十六条 政府は、法人に対する政府の財政援

助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の第二十四条第一項の社債又は借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。次条及び第二十一条において同じ。）に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一

項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)

第二十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、社債及び入金の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財政上の措置)

第二十八条 政府は、会社が、第二十四条第一項の規定により、社債を発行し、又は資金を借り入れることによつても、なお第十二条第一項若き如しくは第二項に規定する業務に要する費用又は社債若しくは借入金の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(余裕金の運用)

第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債、地方債、政府保証債(その元本の償券をいう)その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託

四 讓渡性預金証書の保有

五 前各号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法

(経済産業省令への委任)

第三十条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に関する事項は、経済産業省令で定める。

第五節 雜則

第三十一条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

第三十二条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託金融機関に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託金融機関の事務所その他他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

第三十三条 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第三十四条 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(定款の変更)

第三十五条 会社の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第三十六条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散についてのは、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の規定にかかるわらず、別に法律で定める。
(財務大臣との協議)

第三十七条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第一項、第十八条、第十九条、第二十一条第一項、第二十四条第一項、第二十二条第一項若しくは第三項、第二十二条又は第二十九条第五号の経済産業省令を定めようとするとき。

二 第二十二条第一項若しくは第三項、第二十二条又は第二十九条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第二十九条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金)

第三十八条 政府は、会社が外国政府等、外国法人又は外国人に関する貿易保険又は再保険に關することができる。

第三十七条 会社が、各事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険契約等に基づく債務の履行に備えるため、当該事業年度の決算において積み立てる責任準備金の金額のうち外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によって救済することができない危険で将来発生が見込まれるものを見込みして財務省令で定める金額以下の金額を損金経理（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 会社の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において前項の規定により当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される異常危険準備金の金額がある場合には、当該異常危険準備金の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に異常危険準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二 青色申告書 法人税法第二条第三十六号に規定する青色申告書をいう。

一 青色申告書 法人税法第一
規定する青色申告書をいう。
一 損金経理 法人税法第二条

二条第三十六号に

三 特定の者に対して不当な差別の取扱いをするものでないこと。
四 対外取引の健全な発達を阻害するものでないこと。

代金等」という。)が当該契約に基づく仲介貿易貨物(仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下

十二条第二項の規定を適用する場合にあつては、技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの）及びこれら

四 確定申告書等 稟税特別措置法（昭和三十
定する損金経理をいう。）

いこと。
会社は、第一項の規定による届出をした引受

第二節 普通貿易保険の対価とみなす。

5
二年法律第二十六号) 第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等をいう。

条件以外の受取条件により、貿易保険を引き受けたはならない。

(保険契約)
第四十四条 会社は、普通貿易保険を引き受けることができる。

とする金銭債権のうち當該外國政府等の長期にわたる債務の履行遅滞により弁済を受けることが著しく困難なものとして財務省令で定める金銭債権について法人税法第五十二条の規定を適用する場合における当該金銭債権に係る同条第一項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額の特例その他会社に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は 政令で定める。

第四十一条 会社は、貿易保険の保険契約の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は貿易保険の保険契約の条項に違反したときは、当該保険契約に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

第三十八条 第五条第一項の規定による政府の出資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。
(登録免許税に係る課税の特例)

第四十二条 会社は普通貿易保険、人等貿易保険、貿易代金貸付保険、輸出保証保険、前払購入保険、海外投資保険、海外事業資本貸付保険、スワップ取引保険若しくは信用状確認保険について第四十四条第二項、第四十八
条第二項、第五十一条第二項、第六十二条第二

第一節 総則

項、第六十六条第二項、第六十九条第二項、第七十一条第二項、第七十四条第二項若しくは第

第三十九条 貿易保険は、普通貿易保険、出資外國法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払講入保険、海外投資保険、海外事業資金貸付保険、スフツ取引保険及び信用大綱認保険とす。

七十六条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険について第五十七条第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につき請求を受けて支払つた場合における

第四十条 会社は、貿易保険の保険料率その他の（引受条件）

に相当する金額を限度として、保険契約者は被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して、被保険金を支払ったときは、当該保険金の額

2 引受けに関する条件（以下「引受条件」といいう。）を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬい。これを変更しようとするときも、同様とする。

経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る。

て、被保険者又は保険金を受け取るべき者に對して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相當する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に對して有する権利を取得す。

る引受条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、会社に対し、期限を定めてそ

（二）以上の契約に該当する場合の取扱い

第四十三条 一の契約が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合における第五節及び第七節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一一の契約が、次号に規定する場合を除き、被保険者が第三者に対し有する権利を取得する。

の引受条件を変更すべきことを命ぜることがで
きる。

て、被保險者又は保険金を受け取るべき者に対する保険金を支払ったときは、該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保險者が第三者に対して有する権利を取得する。

(二)以上の契約に該当する場合の取扱い

第四十三条 一の契約が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合における第五節及び第七節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一一の契約が、次号に規定する場合を除き、輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合、輸出契約及び技術提供契約のいず

一 保険料率について、貿易保険の事業の収入が支出を償うに足るものであること。
二 保険料率が保険契約者の負担の観点から著しく不適切なものでないこと。

(二)以上の契約に該当する場合の取扱い)
第四十三条 一の契約が、輸出契約 仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合における第五節及び第七節の規定については、次に定めるところによる。

一一の契約が、次号に規定する場合を除き、輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合、輸出契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合又は仲介貿易契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合には、當該一の契約は、當該契約に基づく輸出貨物の代金の額又は賃料の合計額(以下「輸出

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額
 二 決済期限後に回収した金額
 3 第四十八条第二項第三号の損失に係る出資外國法人等貿易保險において会社が填補すべき額は、出資外國法人等が同項第一号口若しくは本又は第二号イからまでのいずれかに該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第三号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

第四節 貿易代金貸付保険

(保険契約)

第五十一条 会社は、貿易代金貸付保険を引き受けることができる。

(保険金)

ときは、支払った保険金の額に相当する金額について遡求権を行使しないものとする。
(保険関係の成立の制限)

き、その他貿易保険の事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、輸出手形保険の保険契約に基づく、保険関係と成立させよ、二二〇

第七節 輸出保證保險

第六十二条 会社は、輸出保証保険を引き受ける

保証保険は、銀行法第二条第一項に規定する。

保証保険は銀行法第二条第一項に規定する所定の他政令で定める者（以下この節に「保証者」という。）が、八ヶ月未満の者

「保証者」といひが、方札をする者。又は技術提供者（以下「入札者等」とい

の委託に基づき政令で定める貨物の輸出

て政令で定めるものに関してこれらの者にした輸出保証について、次の各号のい

に該当する場合において、保険契約の締
当該輸出保証の相手方から保証債務の履

求を受け、保証の条件に従いこれを履行
により受ける損失を填補する貿易保険

たる債務者たる入札者等が入札又は輸出

若しくは技術提供契約に基づく債務であ
第二条第十四項第一号又は第二号に掲げ

証の対象とされるもの（以下「保証対象」という。）をその本旨に従つて履行し

き。

の本旨に従つて履行せず、又は履行することができなかつた場合におひて、それが第

四条第二項第一号イからリまでに掲げる
その他の当該入札者等の責めを帰するこ

できない事由のうち、当該入札者等が債務履行の責任を負つたものとして当事者

條 輸出保証保険においては、輸出保証
金額と保険料額を二つある。

金額を保険金額とする

は、保険額のうち第六十二条第二項各
項に該する場合、二千三百六十

すれかに該当する場合において保証者が
証の相手方から請求を受けて保証の条件

に従い支払った金額(当該輸出保証が第二条第一項第一号又は第二号の保証である場合において、違約金その他これに類する金銭の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を主たる債務者に代わって履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金銭の額とのいずれか少ない金額)から輸出保証の相手方から回収した金額を控除した残額に、保険金額の保険勘額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(権利の不行使)

第六十五条 第八節 前払購入保険

(保険契約)

第六十六条 会社は、前払購入保険を引き受けることができる。

2 前払購入保険は、前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができるようになつた場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該前払購入契約に基づいて当該貨物の船積期日前に支払つた代金又は賃借料金(以下「前払金」という。)の返還を受けることができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払購入契約の当事者の責めに帰することができないもの

四 前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

五 前払購入契約の相手方の前払金に係る債務の保険契約で定める期間以上の履行遅滞(前払購入者の責めに帰することができないものに限る。)

(保険金)

第六十七条 前払購入保険においては、前払金の額を保険金額とする。

(保険金額)

号のいづれかに該当する事由により前払購入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除して残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 前払金の返還の期限後に回収した金額

（保険契約）

第六十九条 会社は、海外投資保険を引き受けることができる。

2 海外投資保険は、海外投資を行つた者が次の各号のいづれかに該当する事由により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一 株式等（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方の出資（二以上の段階にわたる出資を含む。）に係る外国法人（以下「關係外国法人」という。）の株式等を含む。以下この号及び第四号において同じ。）の元本（以下この節において「元本」という。）、株式等に対する配当金の支払請求権（以下「配当金請求権」という。）又は不動産に関する権利等を外国政府等により奪われたこと。

二 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方（關係外国法人を含む。以下この号及び第五号において同じ。）が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦において生じた事由であつて海外投資を行つた者若しくはその相手方の責めに帰することができないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所の権利その他の権利若しくは利益であつて事業遂行上特に重要なものを外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方の事業の継続の不能その他政令で定める事由が生じたこと。

三 戰争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行つた者の責めに帰することができないものにより不動産に関する権利等について損害を受けた当該不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなつたこと。

四 元本の喪失（第一号、第二号又は次号の事由によるもの）を除く。）に伴い支払われた金

額、株式等に対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失（第一号又は前号の事由によるものを除く。）に伴い支払われた金額（以下この号において「支払金等」という。）を次のいずれかに該当する事由により政令で定める期間以上の期間本邦（出資外国法人等が行つた海外投資に係る支払金等（関係外国法人に係るもの）を除く。）にあつてはその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域、關係外國法人に係る支払金等にあつては保険契約で定める地域）に送金することができなかつたこと。

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

ハ 外国政府等による当該支払金等の管理

二 当該支払金等の送金の許可の取消し又は開ける外国政府等による支払金等の没収

五 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方に於いての破産手続開始の決定（第二号に掲げるものを除き、海外投資を行つた者の責めに帰することができるものに限る。）その他これに準ずる事由が生じたこと。

六 イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による支払金等の没収

ハ 外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

三 海外投資保険の保険期間は、十年以上において政令で定める期間を超えてはならない。

（保険金）

第七十条 前条第二項第一号から第四号まで（同号にあつては、關係外國法人に係る部分に限る。）のいずれかに該当する事由により受けたべき額は、当該事由に係る元本若しくは配当金請求権（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。）又は不動産に関する権利等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

二 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

二 当該送金不能額をもつて支出した金額
三 損失を軽減するために必要な処置を講じて
回収した金額

前条第二項第五号に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本の取得のための対価の額（当該元本を取得した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額）から、配当金請求権（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により取得した金額又は取

二　当該事由により取得した金額又は取
得し得べき金額
二　損失を軽減するために必要な処置を講じて
回収した金額

第十節 海外事業資金貸付保険

二 外国政府等による管理（政令で定める期間
　以上の期間継続して行われたものに限る。）
三 前二号に準ずる事由であつて、政令で定め
るもの

二 当該送金不能額をもつて支出した金額
三 損失を軽減するために必要な処置を講じて
回収した金額

前条第一項第五号に該当する事由により受け
た損失に係る海外投資保険において会社が填補す
るべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由
に係る元本の取得のための対価の額（当該元本
を取得した後に保険契約に基づいて当該元本
を評価した場合にあつては、その直近の評価
額）から、配当金請求権（第二条第十七項第一
号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限
る。以下この項において同じ。）に係る損失に

2 前条第二項第四号（関係外国法人に係る部分を除く。）の事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本（第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。次項において同じ。）又は不動産に関する権利等（以下この項及び第四項において「元本等」という。）の喪失に伴い支払われた金額に係る損失にあつては前条第二項第四号イからホまでのいずれかに該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦（出資外国法人等が行つた海外投資に係るものにあつては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域。以下この項及び第五項において同じ。）に送金することができなかつた金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該元本等の取得のための対価の額に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額とのいずれか少ない金額から、第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方の株式等に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 当該事由発生前における前条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

三 第一項各号、第二項各号又は前項各号に規定する金額

会社は、第一項及び前二項の規定にかかるならず

4 元本等について前三項の規定により算定した
会社が填補すべき額又はその累計額が当該元本
等の取得のための対価の額（当該元本等を取得
した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価
した場合にあつては、その直近の評価額）から
次の各号に掲げる金額を控除した残額を超える
ときは、会社が填補すべき額は、これらの規定
にかかわらず、その残額とする。

一 当該事由の発生前における当該元本等の喪
失（前条第二項第一号から第三号まで又は第五号
五号のいずれかに該当する事由によるものを
除く。）により取得した金額又は取得し得べき
金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、
これらの中から当該送金不能額を控除した
した残額）とその喪失した元本等の取得のた
めの対価の額（当該元本等を取得した後に保
険契約に基づいて当該元本等を評価した場合
にあつては、その直近の評価額）とのいずれ

四 係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないもの
五 海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に
係る主たる債務者についての破産手続開始の
決定その他これに準ずる事由
六 海外事業資金貸付の相手方の呆済契約で定

三 二
外国における戦争、革命又は内乱
前二号に掲げるもののほか、本邦外において
て生じた事由であつて、海外事業資金貸付
(保証債務の負担を除く。以下この項におい
て同じ)を行つた者若しくはその相手方又
は保証債務を負担した者若しくは保証債務に

すかつその状態が償債権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。)により受け損失を填補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

2 海外事業資金貸付保険は、海外事業資金貸付を行つた者が次の各号のいずれかに該当する事由により海外事業資金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができ

第七十四条 会社は、スワップ取引保険を引き受けることができる。

当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額
二 債還期後又は保証債務を履行した後若しくは求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過した日後に回収した金額

ては回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険額に対する割合を乗じて得た金額とす る。

すれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日ま

